

公報の媒体発行に要する特許庁保有の公報データの使用許可要領

制定 平成 27 年 3 月 1 日 20150220 特許 7

公報の媒体発行に要する特許庁保有の公報データの使用許可要領を次のように定める。

平成 27 年 3 月 1 日

特許庁長官 伊藤 仁

定義

第 1 条 本許可要領において、特許庁保有の公報データ（以下「公報データ」という。）とは、特許庁がインターネットを通じて発行する公報の編集済データをいう。

また、「媒体」とは、読み取り専用の光ディスク等の電子媒体及び紙媒体をいう。

使用許可の申請

第 2 条 公報の媒体発行に要する公報データの使用許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「使用許可申請者」という。）は、次の事項を記載した使用許可申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

1. 使用許可を申請する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
2. 使用許可を受けようとする公報データの名称
3. 使用許可を受けようとする理由
4. 使用許可を受けようとする期間
5. 使用許可を受けようとする公報データの使用計画（媒体毎の販売予定部数及び販売予定先を含む。）及び販売予定価格（その内訳を含む。）

調査等の実施

第 3 条 特許庁長官は、使用許可申請者及び使用許可を受けた者に対し、特許庁長官が実施する調査（販売実績、公報データの保管状況等）又は必要に応じて監査等を実施し、必要な指示を行う。

使用許可

第 4 条 特許庁長官は、上記第 2 条の使用許可申請が次の各項に適合しており、許可をすることがインターネットで提供する公報の利用が困難な者に対する特許情報等の円滑な普及のために特に必要であると認めるときは、使用許可を受けようとする公報データの用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

1. 使用許可申請者が、媒体による特許情報等を総合的に収集・管理し、一般の求めに

的確に応じ、安定的、継続的かつ公平に提供することが確実であり、また、特許庁長官が必要であると認めた場合に行う指示に従うことが確実であると認められる者であること。

2. 使用許可申請者に、使用許可を受けようとする公報データに基づく媒体による特許情報等の提供に係る事業を、十分な機密管理体制を整備した上で、的確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
3. 使用許可を受けようとする公報データに基づく媒体による特許情報の提供が、当該情報に対する需要に照らし適切なものであること。
4. 使用許可を受けようとする理由が、公報データの媒体を販売するためにのみ使用するものであること。

許可の条件

第5条 特許庁長官は、上記第4条の許可をするときは、次の各項に掲げる条件を付すものとする。

1. 使用許可を受けた者は、特許庁が行う使用許可を受ける公報データの複製に特別の経費がかかる場合には、特許庁長官との間で公報データの使用に関する契約を締結し、当該経費を負担しなければならないこと。
2. 使用許可を受けた者は、使用許可を受けた公報データを担保に供してはならないこと。
3. 使用許可を受けた者は、使用許可を受けた公報データを公報の媒体の販売のみに使用しなければならないが、その使用において公報データの内容を変更してはならないこと。ただし、公報データの内容を変更せずに特定の技術分野毎に集約すること等については、第2条の使用許可申請書に記載された範囲内で編集することができる。
4. 使用許可を受けた者は、使用許可を受けた公報データを使用した公報の媒体の販売に係る価格を変更する場合は特許庁長官に報告し、適正に販売価格を設定するように努めなければならないこと。
5. 使用許可を受けた者は、正当な理由がなければ、一般の求めに応ずる公報の媒体の販売を拒んではならないこと。
6. 使用許可を受けた者は、使用許可を受けた公報データに関し、特許庁による公報発行日までの間は厳に秘密を守り、これを漏洩してはならないこと。
7. 使用許可を受けた者は、前項の秘密の保持を確保するため、公報データ及び作成した公報の媒体（以下「公報データ等」という。）の取扱いに関して管理規定を定め、特許庁長官の承認を受けなければならないこと。
8. 使用許可を受けた者は、公報データ等を一定期間保管するときは、保管方法及び保管場所を管理規定に定め、厳にこれを管理しなければならないこと。
9. 使用許可を受けた者は、前項で定めた保管場所以外の場所に公報データ等を保管す

- る場合は、あらかじめ特許庁長官の許可を得なければならないこと。
10. 使用許可を受けた者は、使用許可を受けた公報データを善良な管理者の注意をもって管理し、使用を終了したときは速やかに特許庁長官に返還しなければならないこと。
 11. 使用許可を受けた者は、特許庁長官が実施する、第3条の調査の要請、又は使用許可を受けた公報データの使用状況等に関する報告及び資料提出の要求があった場合には、これを拒み若しくは妨げてはならないこと。
 12. 使用許可を受けた者は、公報の媒体の作成に関する業務の一部を使用許可された者以外の者に委託するときは、あらかじめ特許庁長官の承認を受けなければならないこと。
 13. 使用許可を受けた者は、公報の媒体の発行に関する帳簿その他の業務上必要な書面（以下「帳簿等」という。）を備え、関係する書類とともに保管しなければならないこと。
 14. 使用許可を受けた者は、前項に定める帳簿等に関し、特許庁長官から請求があったときは、請求された事項について速やかに報告しなければならないこと。
 15. 使用許可を受けた者は、媒体を購入する者に対して、公報データの単純複製による販売は原則認められない旨明示しなければならないこと。
 16. 使用許可を受けた者は、特許庁長官が当該使用許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な指示を行う場合（第3条に基づく指示を含む。）には、これに従わなければならないこと。
 17. 使用許可を受けた者は、第7条に同意するとともに、故意又は過失により前項までの許可の条件に違反して特許庁長官又は第三者に損害を与えたと認められるときは、損害賠償の義務を負わなければならないこと。

使用の方法

第6条 使用許可を受けた者は、次の各項に掲げる内容を行うことができるものとする。

1. 使用許可を受けた者は、公報の媒体の作成のために必要な限度において使用許可を受けた公報データを複製することができる。
2. 使用許可を受けた者は、公報の媒体の販売にあたって公報の媒体発行に要する特許庁保有の公報データの使用許可要領に基づき販売している旨記載するとともに、公報データの複製である旨、許可を受けた媒体に記載しなければならない。

免責

第7条 特許庁長官は、自らの重大な過失に起因する場合を除き、公報データの使用により生じた一切の損害について、使用許可を受けた者に対して責を負わないものとする。

る。

使用許可の取消又は変更

第8条 特許庁長官は、使用許可を受けた者が上記第4条各項に適合しなくなつたと認めるとき、又は上記第5条各項に規定する許可の条件に違反したときは、使用許可の取消又は変更をすることができる。

細則

第9条 この要領に定めるもののほか、公報データの提供に関して必要な事項は特許庁長官が別に定める。

附則

1. この要領は、平成27年3月1日から施行する。公報データについては、平成27年4月1日以降に発行されるものから適用する。
2. 平成27年3月31日までに発行された紙媒体による公報及び読み取り専用光ディスクによる公報（インターネットを通じて発行する公報に掲載されている事項を記録した読み取り専用光ディスクを含む。）の販売については、「特許庁データ販売事業の許可要領（10 特総第313号）」による。
3. 「公報の紙媒体発行に要する特許庁保有の公報データの使用許可要領（11 特総第1849号）」は、平成27年3月31日をもって廃止する。